

那覇市テニス協会 会則

第1条 (名称)

本協会は、那覇市テニス協会と称する。

第2条 (事務局)

本協会は、事務局を那覇市内に置く。

第3条 (目的)

本協会は、那覇市体育協会の指導のもとにテニスを通して、那覇市民の親睦と体力の向上を図り、テニスの普及育成を目的とする。

第4条 (活動)

本協会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- ①年間計画に基づく大会の開催。
- ②他の機関、団体等の主催する大会への参加。
- ③地域の一般住民の社会体育活動に関する協力。
- ④テニスの指導及び普及宣伝を行う事。
- ⑤その他、協会の目的達成に必要な事。

第5条 (会員)

本協会は次の会員で構成される。

- ①那覇市内に住所を有する者。
- ②那覇市内に職場を有する者。
- ③本協会の目的に賛同する者。

第6条 (入会)

本協会に入会しようとする者は所定用紙により申し込みをする事。但し、18歳未満及び高校生以下の入会はできない。

第7条 (年会費)

- 1 会員は、本協会に対し毎年所定の時期に年会費を支払うものとする。
- 2 支払い済みの年会費及び大会参加料は理由の如何を問わず返還しない。

第8条 (脱会)

1 会員は会員の申し出により随時脱会できるものとし、脱会に際しては、本協会あてにその旨の届け出を行うものとする。

2 会員が次のいずれかに該当した場合、本協会は会員に通知することなく資格を取り消すことができる。

- ①入会時に虚偽の申告をしたとき。
- ②年会費の支払いが著しく滞ったとき。
- ③その他、本協会が会員として不適格と判断したとき。

第9条 (届出事項の変更)

会員は本協会に届け出た住所・氏名・勤務先(連絡先)等について変更があった場合には、所定の届出書により本協会に通知すること。

第10条 (役員)

1 本協会は、次の役員を置く。

- ①顧問 若干名
- ②会長 1名
- ③副会長 5名以内
- ④理事長 1名
- ⑤副理事長 5名以内
- ⑥事務局長 1名
- ⑦事務局次長 1名
- ⑧書記 1名
- ⑨会計 1名
- ⑩常任理事 若干名
- ⑪理事 若干名
- ⑫監事 3名

- 2 役員は任期は2カ年とする。但し再選を妨げない。
- 3 役員は理事会で推薦し、総会で承認する。

第11条 (役職)

- ①会長は本協会の活動等の執行を統括するとともに本協会を代表する。
- ②副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- ③理事長は理事会を招集し、その議長となり理事会で決定された事項を処理する。
- ④副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故あるときはその職務を代行する。
- ⑤事務局長は本協会の運営に必要な事務及びその他全般を統括する。
- ⑥事務局次長は事務局長を補佐し、事務局長に事故あるときはその職務を代行する。

⑦書記は総会及び常任理事会、理事会において審議事項を記録し、議事録を作成保管する。

⑧会計は現金、預金及び財産を保管し金銭出納簿及び経費内訳の記帳証書類の保管の責に任じ、随時会計状況が報告できるようにしなければならない。

⑨常任理事は常任理事会において本協会の運営に必要な事項を審議する。

⑩理事は本協会に規約に定めた事項を執行するほか、総会の決議事項を執行する。

⑪監事は本協会の事業及び会計を監査し、総会、理事会に出席して意見を述べることができる。

第12条 (総会)

1 本協会の総会は出席する会員の議決を以って決議する。

2 総会は会長が招集し、その議長となる。

3 総会は次の事項を決議する。

- ①前年度の事業報告
- ②前年度の決算報告
- ③次年度の事業計画
- ④次年度の予算計画
- ⑤役員を選任
- ⑥会則その他業務運営上必要な諸規則の制度改廃
- ⑦その他本協会重要事項

4 本協会の総会決議は、出席者の過半数を以って行い可否同数の場合は、議長の決するところによる。総会決議結果は掲示公開する。

第13条 (常任理事会)

1 本協会の常任理事会は、会長、副会長、理事長、副理事長、書記、会計、事務局長、事務局次長及び常任理事を以って構成する。

2 常任理事会は会長が招集し、理事長がその議長となる。

3 会議は構成員の過半数の出席により成立し、決議は出席者の過半数を以って行い、可否同数の場合は議長が決するところによる。

4 常任理事会は次の事を行う。

- ①次年度の事業計画及び予算案の作成。
- ②前年度の事業報告及び決算書の作成。
- ③その他

第14条 (理事会)

1 本協会の理事会は、常任理事及び理事を以って構成する。

2 理事会は理事長が招集し、その議長となる。

3 会議は構成員の過半数の出席により成立し、決議は出席者の過半数を以って行い、可否同数の場合は議長が決するところによる。

4 理事会は次を行う。

- ①総会に審議する第12条議案の審議。
- ②当該年度の事業並び予算の執行。
- ③その他

第15条 (専門部)

1 本協会は次の専門部を置く。

- ①広報企画部
 - ②普及部
 - ③競技部
 - ④指導者バンク
 - ⑤車いすテニス
- 2 勤務に応じて手当を支給する。

第16条 (会計)

本協会の会計は事務局内に置き、会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第17条 (会則の変更)

本会則の変更は、総会の決議によらなければならない。

第18条 (施行細則)

本会則の施行に必要な細則は常任理事会で定める。

第19条 (加盟)

本協会は、沖縄県テニス協会に加盟する。